

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



国保減免相談会を開催しています（毎週水曜夜・予約制）

## 手続きもカンタン！ 7割減免で「相談して良かった」



「相談して良かった」  
北支部のOさん（仕出し）は、計算してみたところ、今年の売上の見込み額が昨年の約半分にまで落ち込む見通しとなりました。減免割合を試算したところ、約7割の減免が受けられることがわかり、「こんなに減免されるとは思わなかった。相談して良かった」と話していました。

相談会は毎週水曜夜7時から事務所で開催（予約制）  
春日井民商では、7月1日から毎週水曜日の夜に、事務所国保減免相談会を開催しています。  
7月1日の相談会には2名が参加。三役も参加し、今年に入ってからの上昇を記入しながら減免の対象になるかどうかをまず計算しました。

### 国保減免相談会の日程

毎週水曜夜7時～ 事務所 **要予約**

- ★7月29日(水)の相談会は休みです。
  - ★先着4名までの完全予約制です。必ず事前に予約してご参加ください。
  - ★この時間では都合が合わないという方はご相談ください。
- <もってくるもの> 印鑑、今年に入ってからの収入のわかるもの、令和1年度分の確定申告書、課税明細書
- ★国保減免の申請期限は来年3月31日です！

申請は非常に簡単です  
また、北支部のTさん（建設業）も、試算してみたところ約5割の減免が受けられることがわかりました。Tさんは、「減免申請は難しい手続きが必要だと思っていたら意外と簡単だった。減免になるのはうれしい」と話します。  
国保減免相談会に参加して、国保の減免を勝ち取りましょう。

### 納税で困ったら民商に相談を！

新型コロナウイルスの影響で、「税金が払えない！」という相談も増えています。

★税務署、市役所との話し合いで換価の猶予を申請

北支部のTさんは、コロナの影響で売上が激減し、昨年から続けていた過去分の分納が難しいため、税務署と市役所で納税相談したところ、いずれも換価の猶予が認められ、「納付も売上が回復してからで良い」ということになりました。

また西支部のHさんも、市役所に毎月10万円ずつの分納をしていましたが、今年は厳しいと事務局も同行し相談したところ、「当面は5万円ずつの分納で良い」ということになりました。

このように民商では、市との話し合いで無理のない納付をすすめています。毎年11月の春日井市交渉では、「納税相談を行い、納付計画を守っている限り差押は行わない」との回答も得ています。納税に困ったら一人で悩まずに、民商にご相談ください。

好評につき残りわずかです

小豆島のそうめん



1.8kg 2,200円

新型コロナ関係の相談（持続化給付金、融資、雇用調整助成金など）が激増しており、事務所が非常に混みあっています。

**相談のある方は、事前に必ず予約してください。**

予約なしの来所はお断りする場合があります。